



2024 年度
B&G 海洋クラブ
登録の手引き

2024年2月

公益財団法人 B&G 財団

1. B&G ってなに？

(1) B&G 財団とは？

B&G 財団とは、海洋性レクリエーションをはじめとする自然体験活動などを通じて、次代を担う青少年の健全育成と幼児から高齢者までの“心とからだの健康づくり”を推進している団体です。1973年に設立され、ボートレースの収益金により、全国480市町村に地域海洋センター（プール・ボートハウス・体育館）を建設し、地元自治体に無償譲渡しました。また、施設づくりだけでなく、組織・指導者づくりをはじめ、現在では、地域活性化やインクルーシブ社会の実現等に向けて、様々な事業を展開しています。

【財団 HP】 <https://www.bgf.or.jp/>

(2) B&G 海洋クラブとは？

「B&G 海洋クラブ」は、マリンスポーツの実践活動や水辺の安全教育を通じて、青少年の健全育成を図るとともに、地域活性化など社会に貢献する活動を行う団体です。2024年2月現在では296クラブが多様な活動を行っています。

また、2022年度から、学校授業や課外活動、地域のサークル、成人クラブなど、水辺の活動を行っている小規模団体等に支援を行う「B&G サポーター」を新設しました。

(3) 新規海洋クラブ登録制度とは？

- 新規海洋クラブ登録制度は、B & G財団の活動に賛同し、地元の海辺や水辺でのスポーツ・自然体験活動を通じた子供たちの育成などの地域活動を行う団体を支援する制度です。海洋クラブ登録することにより、申請団体側の事業・活動の拡大及び向上が図れる団体を登録します。
- 登録を希望する団体は、申請書等をご提出頂きます。提出書類をもとにマリンスポーツ活動や環境学習など、水辺の活動を実施する団体を対象に、選考やヒアリング等の審査を行い、「B&G 海洋クラブ」として登録いたします。
- 新規で登録となった海洋クラブには、活動を推進するために必要なマリンスポーツなどを楽しむ活動の器材を配備し、おおむね3年間に活発な運営実績が確認できた海洋クラブには、器材を無償譲渡します。



2. 申請要項

(1) 申請団体

マリンスポーツや環境学習等を実践する自治体・団体等

水辺（海・川・湖）のフィールドにおける活動（マリンスポーツや海洋教育、環境保全活動など）を手法として、青少年の育成や地域貢献活動等の非営利な活動に取り組む自治体や団体（NPO 法人や総合型スポーツクラブ、任意団体など）が対象です。

(2) 申請期間

申請期間は以下の通りです。必ず申請書類一式（P7 参照）を期日までに提出してください。

申請期間

2024年2月19日～4月30日

提出先

B&G財団 事業部 海洋センター・クラブ課（クラブ登録担当）

E-mail : center@bgf.or.jp

Tel : 03-6402-5314 / Fax : 03-6402-5315

(3)海洋クラブ申請条件

以下の「申請条件」を満たす団体が申請可能です。

申請条件詳細(①～③は共通)	
①活動内容	<p>「B&G 財団」の理念及び「海洋クラブ」の目的・趣旨（P1 参照）に賛同し、主に水辺を中心とする自然体験活動を推進すること。 【クラブ活動例：カヌー体験、水辺の観察や環境保全、ビーチでの活動等】</p> 
②活動場所	<p>海や川、湖など定期的に活動できる自然フィールドがあること。 ※活動場所の使用許可を取れていることが条件です。 【活動場所例：海、ダムや湖沼、河川や水際場所】</p> 
③器材保管場所	<p>B&G 財団から配備した活動器材を安全に保管できる場所が確保できること。 【配備器材例：ライフジャケット、カヌー・SUP、救助艇等】</p> 
④指導者	<p>クラブ組織に、活動に係る運営・指導ができ、財団との事務連絡が可能なスタッフが計5人以上（代表者含む）いること。</p>
⑤周知・PR	<p>「B&G●●海洋クラブ」の名称で周知・活動できること。 また、「B&G●●海洋クラブ」の看板を掲示できること。 ※看板は各団体でご用意いただきます。仕様は自由です。</p> 
⑥その他	<p>海洋クラブ登録後のイベントに自治体の市町村長もしくはそれに準ずる自治体関係者を招待できること。 ※詳細は9ページ目をご覧ください。</p>

(4)申請に係る注意点

①「海洋クラブ」名称での活動について

団体の活動のうち、「B&G●●海洋クラブ」として活動した人数が、海洋クラブ活動に係る活動人数です。そのため、既存団体等からの申請については、「既存団体の名称で行う活動」と「海洋クラブの名称で行う活動」と分けた形で活動計画書等を作成して下さい。なお、登録後に「既存団体＝海洋クラブ」の活動とする場合は分ける必要はありません。

② 審査について

審査については、B&G 海洋クラブ登録基準に基づき、書類選考及び現地視察やヒアリングを行い、実績・計画等を総合的に判断します。

登録後の器材支援に係る配備金額の基準条件は以下の通りです。

配備金額	事業計画日数及び人数		備考
	活動日数	計画人数	
上限 200 万円	10 日以上	1,200 人以上	活動規模によっては「B&G サポーター」への登録を推奨する場合がございます
上限 100 万円		800 人以上	
上限 50 万円		500 人以上	

※赤字については、必須条件となります。必ず赤字以上の事業参加者数となる実績と計画を立案し、人数を申請書にご記入下さい。

※事業計画や活動実績等の内容によっては、上限金額を変更させていただく場合があります。

③ 登録後に実施いただきたい活動について

登録時には、別途実施頂きたい活動や報告等があります。特に下記の活動については、海洋クラブ登録後に必ず実施するものとし、申請書類（年間活動計画書）にもご記載下さい。

<事務関係>

内容	詳細
活動人数・日数の報告	会員サイトを通じて、月に 1 回活動人数と日数を報告していただきます。
年間活動報告書の提出	毎年 2～3 月に 1 年間の活動についての報告書をご提出いただきます。
コンパスの確認	登録後の連絡手段は主に「コンパス」という財団独自のツールを使用して行います。

<実際の活動>

内容詳細	
①	<p>水辺の安全教育プログラムの実施（年3回以上）</p> <p>マリンスポーツや水辺の活動を安全に楽しく提供するため、B&G 財団では、水辺の安全に関する教育を啓発しています。「水辺の安全教室」としてプログラム化されており、各海洋クラブでも活動や事業と同時に実施し、報告してください。詳細は、以下の URL よりご確認ください。</p> <p>https://www.bgf.or.jp/safetyprogram/detail.html#download</p>
②	<p>「海の日」にちなんだイベント等の開催</p> <p>「海の日」または近辺日時で、「海の日」にちなんだ「体験会」や「観察会」の実施し、報告してください。</p>
③	<p>「海ごみゼロフェスティバル」の実施（年1回以上）</p> <p>日本財団が毎年春と秋に開催する「海ごみゼロウィーク」の期間内に実施してください。本事業は水辺等でのクリーン活動を展開することにより、海洋性レクリエーションと密接に関わる水辺の環境保全、特に海洋ごみに関する知識・意識の向上を図ることを目的としています。本件に係る備品等は別途支援対象となる予定です。</p>
④	<p>SNSの活用</p> <p>既に登録されている海洋クラブの多くは、SNSで活動の様子や体験会の周知等を行っています。ぜひ皆様にも、SNS アカウントを開設し、活動状況の発信やイベント告知などをしていただければと思います。</p> <p>※すでに既存の団体のものがあれば、そちらを海洋クラブ仕様に変更する形でも構いません。</p>

Instagram・フェイスブック・X（旧ツイッター）・YouTube・独自のHP 等にて開設をお願いいたします。

#bg 海洋クラブ #bg 財団 をつけて写真を投稿してください♪

BG 財団の公式アカウントもありますのでタグ付けも大歓迎です！

皆様と一緒に『B&G 海洋クラブ』を盛り上げましょう～！



(5) 審査スケジュール

申請受付からのスケジュールはおおむね以下のとおりです。

項目	時期	内容
申請締切日	2024年4月30日	締切日（データ必着）
書類審査	2024年5月～6月	申請書類等による書類審査 ※電話によるヒアリングがあります（必須）
現地審査	2024年7月～8月	原則、書類審査を通過した場合、1～2 回程度の視察による審査を行います。
登録決定	2024年9月頃	決定後、登録に係る各種手続きを行います
器材配備	2024年度中	希望する活動器材等を当財団が購入・配備
配備式	2025年度春頃	活動器材の配備式を活動拠点等で実施します ※自治体の首長様にご出席いただけるよう、行政への呼びかけと調整をお願いいたします

(6)申請書類

2024年4月30日必着にて、以下の指定様式にて書類をご提出下さい。

なお、別途申請書類一式をデジタルデータで送付して下さい。

第1号様式については、押印欄がございますので、押印後、スキャン等のPDFデータをお送りください。

※万が一、スキャンできない場合は、別途ご相談ください。

	様式	書類
1	第1号様式	登録申請書 ※スキャンデータ
2	第2号様式—①	申請団体情報記入書（基本情報）
	第2号様式—①	// （過去の活動実績）
3	第3号様式	申請調査書
4	第4号様式—①	今年度の活動計画及び配備希望器材
	第4号様式—②	新規活動計画
	第4号様式—③	既存の活動拡充計画
5		◆写真

※上記の提出書類の他に、審査に必要な書類を提出して頂く場合があります。当財団から提出依頼があった場合は速やかに提出をお願い致します。以下は提出書類の例です。

書類名	備考
①収支決算書/予算書等（様式あり）	
②保有活動器材一覧表（様式あり）	
③水面や舟艇保管場所使用に係る同意書等	許可が必要な可能性があると判断される場合
④指定管理者仕様書等	指定管理者からの申請等の場合
⑤代表者履歴書	市販の履歴書等により提出
⑥位置図	より詳細な使用水面・艇地場の把握のため

3. 登録後について

(1) 登録後のスケジュール

項目	時期	内容
登録決定	2024年9月頃	財団から貴団体へ海洋クラブ登録の通知を行います
見積徴収	2024年10月頃	貴団体から業者に希望器材の見積依頼 ※原則、1つの器材に対して2社以上の見積が必要
器材発注	2024年11～12月	業者から提出された見積を比較し、財団が業者へ器材を発注いたします
説明会	2025年2月頃	2025年度B&G海洋クラブの活動開始に向け、事務手続き等の説明会を行います
器材納品	2024年度中	業者から貴団体へ器材が納品されます
活動開始	2025年度～	B&G海洋クラブとして活動開始

(2) 登録後の器材の取り扱いについて

B&G海洋クラブとして登録した団体は、**上限50～200万円**の活動器材配備の支援を行います。配備器材はおおむね**3か年無償貸与**（当財団と貸与契約を締結）し、貸与期間の活動実績等に応じて、貸与した**器材を無償譲渡**（当財団と譲渡契約を締結）します。

なお、貸与契約や譲渡契約に違反した場合は、**配備器材の返却、配備に要した費用の弁償など**を行って頂きます。

新規海洋クラブ登録団体については、公平な審査の上、登録団体を選考致します。年間に登録するクラブ数には限りがありますので、申請頂いても登録に至らない場合がありますことをご了承下さい。



(3)その他の支援

B&G 海洋クラブとして正式登録が決定した後、当財団とともに青少年の健全育成や地域住民の健康づくりのために、各種事業を共に推進していただきます。

海洋クラブの継続的な運営や各種事業の実施にあたっては、以下のような支援制度がございます。

＜主な支援内容＞

内容	詳細
海洋クラブ運営に係る実務研修	会員サイトの使用方法や活動報告の方法など／クラブ設置時に実施
実技研修	必要に応じてクラブ設置時に実施予定
活動器材追加再配備制度	クラブ活動活性化のために必要な器材の追加購入に係る費用の一部を助成いたします（追加配備／審査あり）。 また、老朽化・故障した器材の再配備に係る費用の一部を助成いたします。（再配備／審査あり）
財団推進事業への参画	財団が推進する各種事業に参画頂く場合、事業内容に応じて費用の一部を助成できる場合があります。（審査あり）
各種資器材の貸与や提供	財団事業に参画いただく場合、必要な資材の提供や器材のレンタルが可能な場合があります。
各種マニュアル等の提供	ヨット、カヌー、セイルボード、SUP、ロープワークなど、子ども達の指導に役立つ指導者マニュアルを提供しております。

—お問い合わせ—

B & G財団 事業部 海洋センター・クラブ課（クラブ登録担当）

Tel : 03-6402-5314 Fax : 03-6402-5315

E-mail : center@bgf.or.jp

ホームページ : <http://www.bgf.or.jp/>

●海洋クラブ登録後に実施する『器材配備式』について

海洋クラブ登録の翌年度に、「舟艇器材配備式」を実施いただきます。

この式典は、今回配備する活動器材が、ボートレースの収益金を原資として、配備されているもの（公益）であることを、クラブ員だけでなく、行政や地域住民へ周知することを目的に開催するものです。

地元マスコミにも取材いただくことで、より幅広い層に周知するとともに、そのクラブで、自然体験活動ができるという活動PR・集客にもなり、ひとりでも多くの青少年の育成に寄与するものと考えております。

<概要>

- ①開催日：2025年4月1日～当該年度の活動開始日まで 30分程度
- ②内 容：配備器材を並べた式典および体験イベント
- ③場 所：【式典】海洋クラブ活動水面前
【イベント】海洋クラブ活動水面
- ④参加者：【式典】首長、教育長、クラブ代表者、B&G 財団役職員 等
【イベント】既存クラブ員、新規体験者 等

<式典の流れ>



式典終了後に、配備した器材を使用した体験会や練習会を開催していただいています。